

揖保川水系菅野川・伊沢川 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)【17/28】



- 1 説明文
- この図は、「2 基本事項等」中「3 公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2 基本事項等」中「4 其他の河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定時刻の「2 基本事項等」中「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を前提として、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2 基本事項等」中「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」が氾濫した場合の氾濫の状況をシミュレーションにより予測したものです。なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、算定及び氾濫の氾濫を考慮していません。この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊、浸出等が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の精度を有して算定しており、3 の条件に加え、倒壊等する家屋の構造等の個別な家屋を想定していません。氾濫の想定は、氾濫想定区域の状況で氾濫計算をすること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
 - 公表年月日 令和 年 月 日
 - 公表する河川 揖保川水系揖保川、前川、瀬戸川、西瀬戸川、真瀬川、中瀬川、古子川、小次丸川、十文字川、札東川、豊定川、塩原川、樽吉川、上笠川、山崎川、佐野川、安志川、三谷川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、津川、柳瀬川、碓氷川、向坂川、金谷川、引田川、谷川、中野川、東大川、平坂川、水谷川、菅木川、渡谷川、深谷川、福地川、墨木川、公文川、栗公文川、豊原川、福原川(指定農林長(センター) 西瀬川、中瀬川)
 - 其他の河川 揖保川水系田原川、栗原川
 - 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、兵庫県
 - その他の計算条件等
 - この図は、「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」で洪水、越水、破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」以外の河川、水路が洪水、越水、破壊した場合の洪水浸水想定区域は表示していません。
 - この図は、「3 公表する河川」及び「4 其他の河川」の氾濫を有する区域においては、氾濫となる水位に基づき算定されています。堤防が壊れている場合は、洪水想定区域の氾濫計算結果を基に作成したものです。
 - 氾濫計算は対象区域を90メッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響がでていない場合があります。
 - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定最大水深を算出し、算定する計算メッシュとの連続性や、連続した浸水物(道路や鉄道等の構造物)を考慮して図示しています。

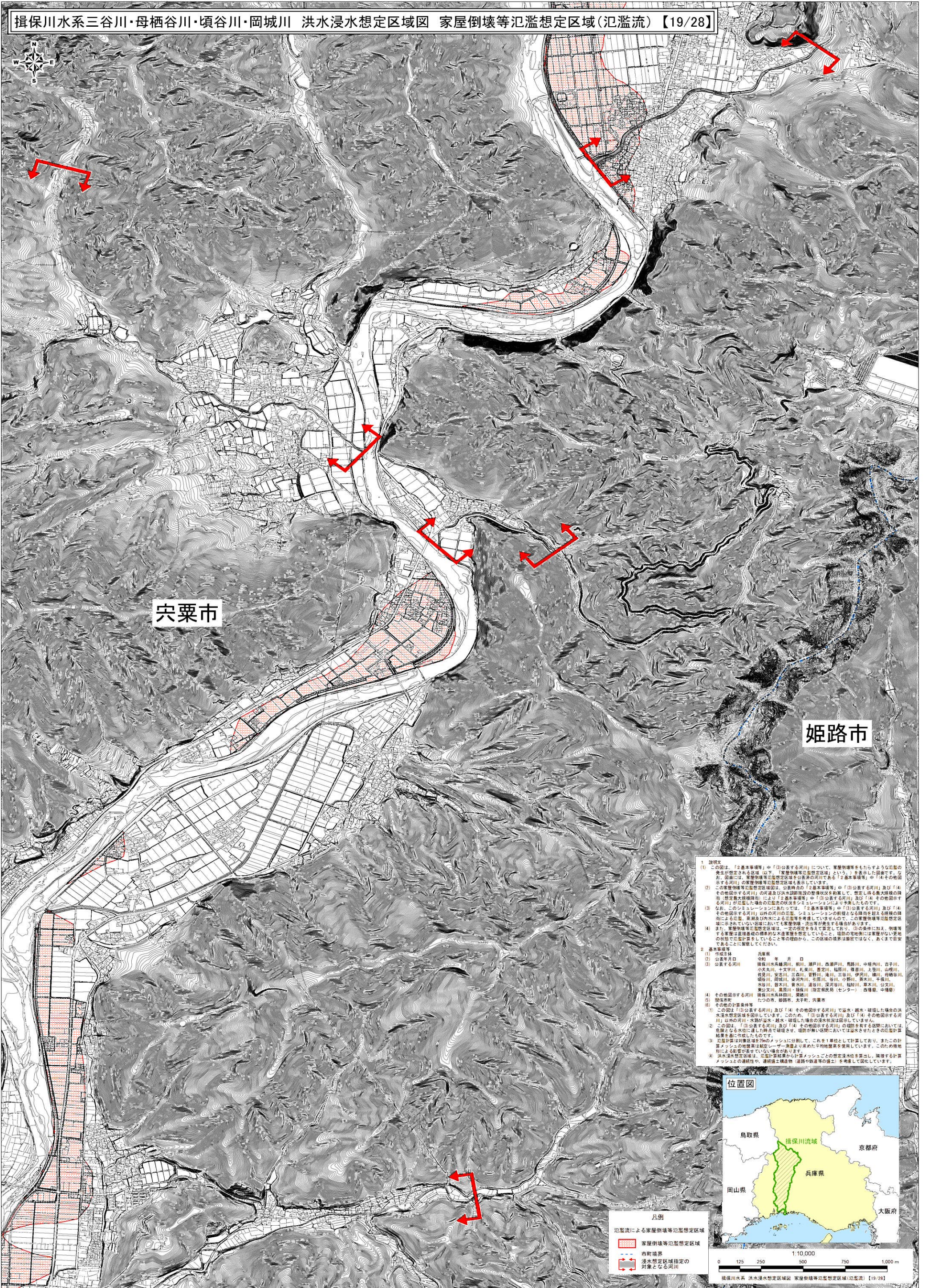
宍粟市



凡例

- 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の河川となる河川

この図は、国土地理院長の承認を得て、国産発行の電子地形図(5000)を複製したものである。(承認番号 〇〇、算〇〇等)



宍粟市

姫路市

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域を表示しています。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水浸水想定区域の想定状況に基づき、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した際の氾濫の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの結果となる氾濫となる河川の氾濫による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定条件に基づき算出されています。①の条件に加え、倒壊等する家屋は基礎基礎の標準的な木造家屋を想定していること、道路の宅地側には家屋がない等の状況で氾濫計算を行っていること等の理由から、この図の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成日 令和 年 月 日
 (2) 公表河川 揖保川水系揖保川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬路川、中瀬戸川、古子川、小次丸川、十文字川、札東川、善定川、船原川、船原川、上笠川、山崎川、山崎川、山崎川、三谷川、母栖川、瀬川、三谷川、伊原川、瀬川、母栖川、頃谷川、岡城川、染内川、引原川、谷川、小野川、英水川、千坂川、水谷川、豊木川、豊木川、瀬谷川、深谷川、船原川、船原川、豊木川、公文川、家公川、豊田川、瀬川(指定県民局(センター) 西播磨、中播磨)
 (3) その他図示する河川 揖保川水系高井田川、栗原川
 (4) 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、宍粟市
 (5) 作成者 国土院

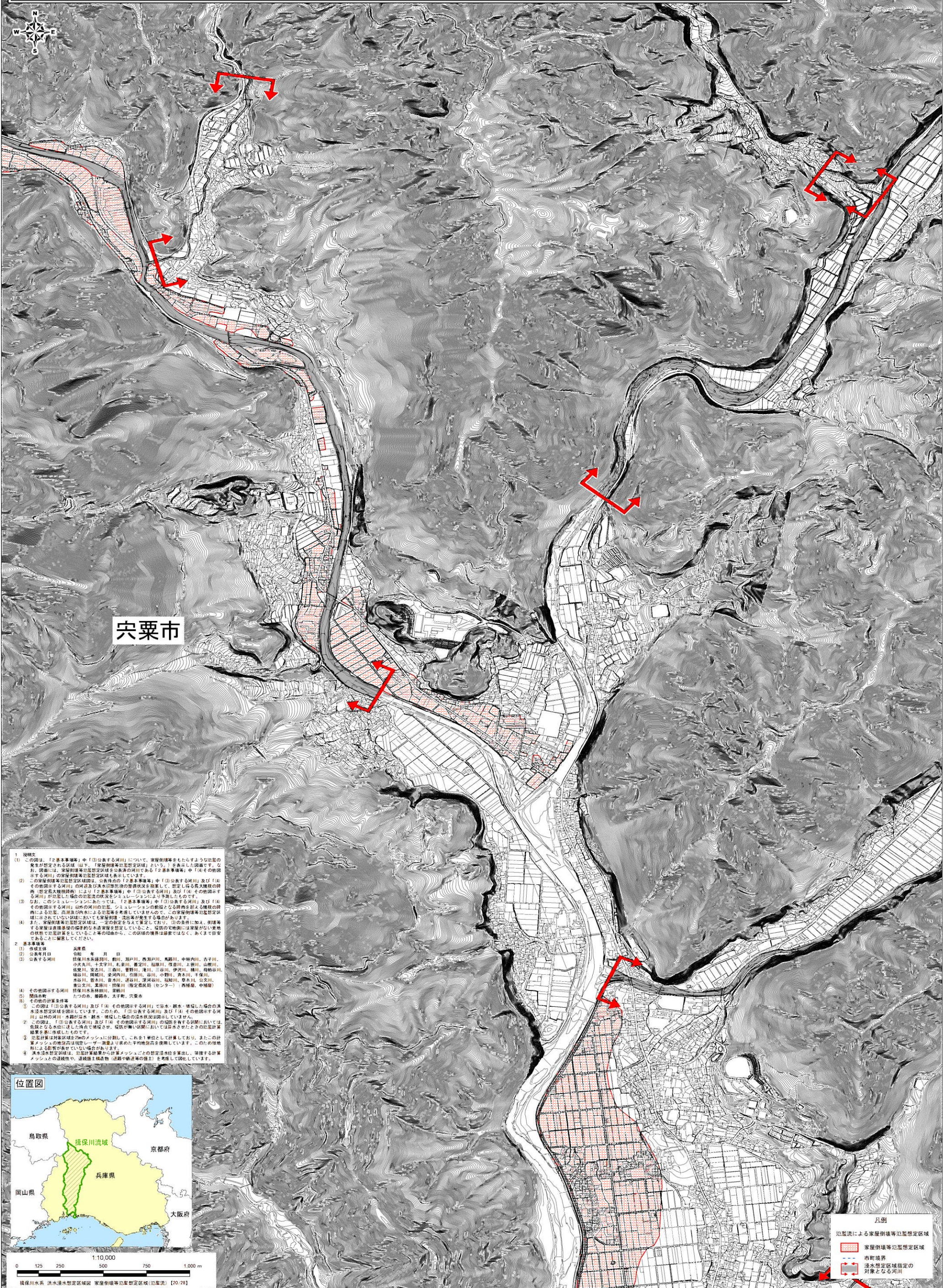
3 氾濫計算条件等
 (1) この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水門(溢水・越水)に想定した降雨による氾濫は表示していません。
 (2) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の氾濫を算出する際に、氾濫となる水位に達した時点で破砕させ、破砕が無い区域においては氾濫水位を算出する計算メッシュを適用したものとします。
 (3) 氾濫計算は対象区域を200mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界は航空レーザー測量より求めた平均地盤面を使用しています。このため地形制約が表れていない場合があります。
 (4) 洪水浸水想定区域は、国土院の氾濫計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構造物(道路や鉄道等の構造物)を考慮して図化しています。



凡例

- 氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川

この図面は、姫路市長の承認を経て、姫路市基本図面デジタルデータ(幅尺1/2500)デジタルマップを複製して作成したものである。この図面は、国土院の承認を経て、国土院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号:〇〇、第〇〇号)



中央市

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を告示し、図示する。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水浸水想定状況に基づき、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が想定した組合の川氾濫の状況シミュレーションにより予測したものである。
 (3) このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を伴う複数の降雨による氾濫、高浸水の洪水による氾濫等を考慮しているため、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、定の設定をうけて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は対象区域の代表的な家屋等を想定していること、氾濫の想定には家屋がない土地の状態での計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和4年 4月 1日
 (3) 公表する河川 揖保川水系揖保川、引原川、西瀬戸川、鳥飼川、中瀬内川、古子川、小次丸川、十文字川、乳来川、豊田川、福原川、窪田川、上柳川、山根川、佐野川、安志川、三谷川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、種川、舟橋谷川、船谷川、岡田川、染河内川、引原川、谷川、中瀬戸川、赤木川、千原川、赤谷川、豊木川、香木川、深河谷川、福知川、豊木川、公文川、東公文川、栗原川、揖保川(指定農産物(センター))、西瀬戸川、中瀬戸川、引原川、西瀬戸川、窪田川
 (4) その他図示する河川 揖保川水系揖保川、引原川、西瀬戸川、鳥飼川、中瀬内川、古子川、小次丸川、十文字川、乳来川、豊田川、福原川、窪田川、上柳川、山根川、佐野川、安志川、三谷川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、種川、舟橋谷川、船谷川、岡田川、染河内川、引原川、谷川、中瀬戸川、赤木川、千原川、赤谷川、豊木川、香木川、深河谷川、福知川、豊木川、公文川、東公文川、栗原川、揖保川(指定農産物(センター))、西瀬戸川、中瀬戸川、引原川、西瀬戸川、窪田川
 (5) 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、中央市
 (6) その他の計算条件等
 ① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・洪水・浸水した場合の洪水浸水想定区域を算定している。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川、水路が洪水・洪水・浸水した場合の浸水状況は図示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の氾濫想定区域には、氾濫による危険となる水位に達した時点で浸水させ、浸水が無い区域については浸水させたとときの計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫想定区域は対象区域のメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は地形レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、治水計画策定から計画メッシュごとの想定浸水水位を算出し、等積する計算メッシュとの連続性を、連続浸水水位(浸水等積水位)を考慮して図示しています。



凡例
 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
 家屋倒壊等氾濫想定区域
 市町境界
 浸水想定区域指定の対象となる河川